

消費税率引き上げに伴う手数料改定 Q & A

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

2019年10月1日(火)に予定されている消費税の引き上げに伴い、同日以降のお取引に係る各種手数料の税率は、原則として10%が適用されます。

お客様より、よくあるお問合せをご案内いたしますのでご確認ください。

Q1 振込手数料の消費税率はいつの取引から10%が適用されますか。

A1 2019年10月1日以降を振込指定日とするお取引は10%が適用されます。

なお、ATMで2019年9月30日に操作が完了した「予約振込」及び法人向けインターネットバンキング、FD・MT振込、データ伝送での10月1日・2日を振込指定日とした「給与振込」は旧税率(8%)が適用されます。但し、登録式振込での「給与振込」は振込指定日が10月1日から10%の適用となります。

Q2 ATM利用手数料の消費税率はいつの取引から10%は適用されますか。

A2 2019年10月1日以降にATMの操作が完了したお取引から10%が適用されます。

Q3 残高証明書、及び取引履歴照会発行手数料の消費税率はいつの分から10%が適用されますか。

A3 2019年10月1日以降に発行のご依頼を受付けた場合、または証明基準日が2019年9月30日以降の場合は10%が適用されます。

証明基準日が2019年9月30日の場合、発行は10月1日以降となりますので10%の適用となります。

【例】

2019年10月5日に、2019年9月20日基準日の発行依頼を受付けた場合 10%適用
2019年9月20日に、2019年10月10日基準日の発行依頼を受付けた場合 10%適用
2019年9月20日に、2019年9月30日基準日の発行依頼を受付けた場合 10%適用

Q4 代金取立手数料の消費税はいつの持込分から10%が適用されますか。

A4 2019年10月1日以降の受付分から10%が適用されます。

Q5 口座振替手数料の消費税はいつの引落とし分から10%が適用されますか。

A5 2019年10月1日以降の引落とし分から10%が適用されます。